

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応について

令和2年3月19日時点

佐 渡 市

1 市の主催するイベントの中止について

(担当課：防災管財課 電話 0259-63-3125)

- ・佐渡市が主催・共催するイベントは、令和2年3月31日(火曜日)までの間、すべての開催を中止又は延期する。

2 窓口カウンターの消毒等について(担当課：総務課 電話 0259-63-3111)

- ・市役所本庁及び各支所・行政サービスセンターの窓口カウンターには、感染防止用の消毒液を配置している。

3 市職員の職務対応について(担当課：総務課 電話 0259-63-3111)

- ・市役所本庁及び支所・行政サービスセンター等での窓口担当は、マスクを着用して対応する。
- ・発熱などの風邪の症状があるときは、出勤を控え、自宅での経過観察とする。
- ・島外への出張は、必要最小限に留める。

4 小・中学校について(担当課：教育委員会学校教育課 電話 0259-58-7351)

①臨時休校について

臨時休校期間は3月24日(火)までとし、3月25日(水)以降は学年末・学年始休業期間とする。ただし、3月31日(火)までの間は、人ごみなど濃厚接触の可能性が高い場所への外出自粛を要請する。

②登校日について

3月25日(水)の午前中を登校日とする。(授業日扱いとはしない。)

- ・児童生徒及び保護者へは、各学校から連絡する。
- ・登校時刻は通常どおりとする。下校時刻は各学校で設定する。
- ・終業式、離任式の実施及び休業中の指導等の機会とする。詳細については各学校で工夫する。
- ・終業式、離任式を実施する場合は、教室等に分散して放送で実施、体育館で間隔をあけて実施、式全体をできるだけ短縮して実施など、配慮して行う。
- ・登下校に路線バス、スクールバス利用がある場合は、学校から連絡する。
(登校日を実施することについては、教育委員会から新潟交通佐渡に連絡する。)
- ・学童保育利用児童がいる小学校は、地区の学童保育に下校時刻を早めに連

絡しておく。

- ・授業日ではないので、登校を自粛したい場合は認める。また、かぜ症状がみられるなど具合が悪い児童生徒は、無理して登校しないよう要請する。

③中学校の部活動について

3月31日（火）までは中止する。

④グラウンド開放について

春休み期間（3月25日～4月5日）、小中学校のグラウンドを開放する。（ただし、中学校については4月以降部活動が再開されることになれば、部活動使用中は開放しない。）

- ・開放対象は、当該小中学校の児童・生徒及びその保護者・関係者とする。
- ・開放時間は、各学校の春休みのきまり等で定められている時間帯とする。
- ・開放を希望する場合は、保護者の了解を得たうえで、事前に学校に申し込み許可を得る。土日に使用を希望する場合も、前もって申し込む。
- ・雨天の場合、グラウンドコンディションが悪い場合は使用しない。

⑤その他

- ・4月1日（水）以降の対応については、後日連絡する。
- ・市内で感染が確認されるなど、状況に変化があった場合には、臨時休校措置を再開する可能性がある。

5 放課後児童クラブ（学童保育）について

（担当課：子ども若者課 電話0259-63-3126）

- （1）3月25日（水）以降は、通常の学童保育（春休み期間 午前7時30分～午後7時）とするが、感染症リスクを可能な限り低減するため、利用の自粛を要請する。【要請期間4月4日（土）まで】
- （2）3月25日（水）の小・中学校登校日は、終了後から学童保育を行う。
- （3）児童館については、通常の開館とするが、利用者を小学生に制限したうえで、利用の自粛を要請する。
【要請期間4月4日（土）まで。4月5日（日）は休館】

6 公立保育園及び幼稚園について（担当課：子ども若者課 電話0259-63-3126）

- （1）通常どおり開所するが、感染症リスクを可能な限り低減するため、3月31日（火）まで保護者に登園自粛をお願いする。
- （2）4月1日（水）、2日（木）は臨時休園とするが、自宅で保育できない場合は、園で保育を行う。
- （3）4月3日（金）は入園式を行うが、下記のとおり実施する。
ア 参加者については、新入園児、新入園児保護者、在園児及び関係職員と

し、来賓の参加は見合わせる。ただし、在園児については園の規模に応じて各園で判断する。

イ 規模の縮小、所要時間をできる限り短くするよう各園で内容を工夫する。

ウ 当日の保育の実施はしない。ただし、家庭の都合により保育を希望される場合は、弁当持参のうえ午後4時まで保育を行う。

(4) 私立保育園及び認定こども園については、公立の上記内容を提示し、登園自粛を要請し、入園式等については園で判断をしていただく。

7 病後児保育について（担当課：子ども若者課 電話0259-63-3126）

通常どおり実施する。

8 地域子育て支援センターについて（担当課：子ども若者課 電話0259-63-3126）

(1) 3月31日（火）までは休館とする。

(2) 4月1日（水）以降は公の施設の取り扱いに準じる。

9 公の施設の休館について（担当課：防災管財課 電話 0259-63-3125）

・全ての施設を3月4日（水）から31日（火）の期間臨時休館とする。

ただし、宿泊施設と温泉入浴施設については通常どおり営業する。

なお、詳細については、それぞれの施設へ問合せ下さい。

また、3月16日（月曜日）から博物館（個人入館のみ）及び図書館・図書室（貸出・返却のみ）を開館する。